

平成 20 年 3 月 4 日

関東東北産業保安監督部

## 昭和金属工業株式会社岩瀬工場における爆発事故に係 る措置について

平成 20 年 2 月 29 日、昭和金属工業(株)岩瀬工場において、E-GG 用点火薬の廃棄作業中、火薬の発火・爆発事故が発生した件について、その原因を究明し事故の再発防止策を講じる必要があることから、本日関東東北産業保安監督部は同社に対し、火薬類取締法第 45 条の規定に基づき、E-GG 用点火薬の廃棄作業の一時禁止命令を発すると共に、同法第 42 条の規定に基づき、報告するよう指示しましたので、概要について下記の通りお知らせします。

※ E-GG : Electoric-Gas Generate

電気発火式プリテンショナー付きシートベルト用ガス発生器

### 1. 事故の発生状況

- (1) 発生日時：平成 20 年 2 月 29 日（金） 11:25
- (2) 発生場所：茨城県桜川市岩瀬 2120
- (3) 製造事業者：昭和金属工業株式会社 岩瀬工場
- (4) 火薬の名称：過塩素酸塩を主とする火薬（点火薬）
- (5) 被害状況：①人的被害：作業員 2 名（重傷 1 名、軽傷 1 名）  
②物的被害：第一火薬製造工室 全壊、隣接工室 窓ガラス破損

### 2. 事故概要

E-GG 用点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬（ジルコニウム、過塩素酸カリウム、酢酸イソアミルの混合点火薬））の廃棄を燃焼処理するため、準備作業中に廃点火薬が発火（爆燃）し、爆燃とほぼ同時に室内に存置していた有機溶剤の酢酸イソアミルに着火し火災が発生した。

火災は、消火作業により 15 分後に鎮火した。

作業者は、自力で室外に脱出した。

## 電気発火式プリテンショナー付きシートベルト用ガス発生器

### 3. 事故原因

調査中

### 4. 当部のとった措置

平成20年2月29日（金）15時に担当官2名を現地に派遣した。

平成20年3月4日（火）、E-GG用点火薬の廃棄作業の一時禁止命令（火薬類取締法第45条第2号の緊急措置命令）を発動するとともに、同作業の安全確認のため調査を行い、結果を報告（同法第42条の報告の徴収）するよう指示した。

### 5. 今後の措置方針

事業者からの報告を受け、火薬類取締法関係の法令違反の有無や再発防止策について検討していく所存。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担当者：阪西卓、萩原貴久

電話：048-600-0294（ダイヤルイン）